

民事執行等の手続の見直し（IT化）に伴う著作権制度の対応について

1. 経緯

（1）現状

裁判手続¹における複製については、公正な裁判の実現という観点から、裁判手続に必要な著作物を収集し、その複製物を作成することができるようにしておく必要があるため、著作権法第42条第1項により、裁判手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、著作権者の許諾なく著作物を複製することが認められている。

民事訴訟手続のIT化を内容とする民事訴訟法等の令和4年改正に伴い、電磁的記録の形式になっている著作物を公衆送信したり、公の伝達が行われることとなるところ、第21期文化審議会著作権分科会法制度小委員会において審議の上、「著作権法第42条について、今般の民事裁判手続のオンライン化に対応するため、公衆送信等についても権利制限の対象とすることが必要である。」との結論を得て、裁判を受ける権利や裁判の公開の原則に資するよう、民事訴訟手続に必要と認められる限度において、著作権者の許諾なく著作物の公衆送信等を可能にする改正が行われたところ。

（2）課題

上記の民事訴訟法等改正においては、民事訴訟法²の規定による裁判手続に限って制度改正を行うものであり、その限りにおいて著作物の利用を著作権者の許諾なく認めることとした。

今般、民事訴訟以外の民事・家事事件に関する民事関係手続等についても、各手続の特性を踏まえつつ、同様に、IT化を実現するための規律を設けることとなっているが、各関係法律においては、民事訴訟法の規定を適用・準用する等の措置のほか、個別法固有の規定による手続のIT化を内容としており、民事訴訟法以外の法律の規定を根拠にする手続についても著作物の公衆送信等を可能とする必要がある。

2. 方針（案）

今般の民事執行・破産・家事事件等の手続の見直しの目的も、民事関係手続等のIT化による手続の改善であり、その趣旨・目的は民事訴訟手続に係る議論と同一であるため、昨年度の文化審議会著作権分科会法制度小委員会での論点整理を踏まえ、民事関係手続等における著作物の公衆送信等についても権利制限の対象とする必要がある。

¹ 行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続を含む（法第40条第1項括弧書）。

² 他の法律において民事訴訟法を準用し、又はその例による場合を含む（法第42条の2）。

(参考1) 令和4年2月4日付け文化審議会著作権分科会法制度小委員会「民事訴訟法の改正に伴う著作権制度に関する論点整理」(抜粋)

2. 著作権制度における対応の要否及び方向性

著作権法第42条について、今般の民事裁判手続のオンライン化に対応するため、公衆送信等についても権利制限の対象とすることが必要である。

改正の必要性に関しては、次のような意見があった。

- ・民事裁判自体が電子化・オンライン化されるのであれば、適正な裁判、裁判を受ける権利の観点から、あらゆる裁判手続における公衆送信や公の伝達に係る措置が必要。
- ・著作権が原因で裁判手続に支障が生じることは望ましくない。
- ・市場的に価値のある著作物が問題になるケースはボリューム的に多くないため、権利者に与える影響は小さいと考えられる。
- ・少なくとも現行法上も、「裁判手続のために必要と認められる場合」「その必要と認められる限度において…」 「ただし、…著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」といった安全弁がある。

また、現行の紙媒体での運用から電子化・オンライン化への運用となること等を踏まえ、対応の方向性に関し、次のような意見があった。

- ・訴訟記録の閲覧等の手続のオンライン化により生じる著作物の利用行為に関しては、現行規定の「裁判手続のために」という要件に当たらない可能性もあるため、明確に可能としていくべき。
- ・訴訟手続におけるプレゼンテーションのための上映や、翻案など、裁判手続において必要と考えられる利用行為についても権利制限の対象とするよう、将来的には検討すべきではないか。
- ・裁判所内での厳格な運用が想定されていることからすれば、著作権法第42条第1項に規定されているただし書などの要件以上に何らかの安全弁は不要ではないか。

(参考2) 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号)による改正後の著作権法(抄)(公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)

(裁判手続における公衆送信等)

第四十二条の二 著作物は、民事訴訟法(平成八年法律第百九号。他の法律において準用し、又はその例による場合を含む。)の規定により電磁的記録を用いて行い、又は映像若しくは音声の送受信を伴って行う裁判手続のために必要と認められる限度において、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。